

国勢調査 2025

国勢調査へのご協力ありがとうございました

国内に住む全ての人、世帯を対象に実施された令和7年国勢調査。ご回答いただき、ありがとうございました。まだ回答がお済みでない方には、国勢調査員が回答のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

調査結果はいつ公表されるの？

人口・世帯数に関する速報は令和8年5月に、その他の調査結果は、その後順次、公表されます。

国勢調査の結果は、将来における国・地方自治体の行政政策や学術・教育など、私たちの暮らしの中で幅広く役立てられます。公表結果に興味のある方は、政府統計のポータルサイト「e-Stat(イースタット)」をご覧ください。



▲e-Stat

回答がお済みでない方は…

国勢調査員が再度回答のお願いに伺います。回答は、下記の3つの方法から選べます。

- ①インターネット回答…インターネットサイトに接続して回答する
- ②郵送提出…すでにお配りしている調査票に記入し、郵送提出用封筒に封入してポストへ投函する
- ③調査員提出…回収に伺った調査員へ提出する

なお、「調査票が配られていない」「調査票が足りない」という方は、政策推進課へご連絡ください。

皆さんの協力により成り立つ「統計調査」！

令和7年国勢調査に従事していただいた国勢調査員の皆さんは、自治会等から推薦があった地域の方々です。今回の国勢調査をはじめとした統計調査の多くは、地域の皆さんの協力により成り立っています。

統計調査の集計結果は行政だけではなく、一般企業でも利用され、見えないところでも私たちの生活に役立てられています。今後も各種統計調査へのご協力をお願いします。

【問い合わせ】政策推進課計画調整担当(☎282-1711 内線1306)

村内の事業者・村内で活動する団体の皆さんへ

「東海村障がい者合理的配慮推進事業」の申し込みを受け付けます

村では、障がい者への差別をなくし、障がいのある方もない方も、共に安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、事業所等が合理的配慮(それぞれの障がい特性や困りごとに合わせた配慮)を行う際にかかる費用を助成します。



対象▼▽不特定多数の方が利用し、障がい者の利用が見込まれる飲食、物販、医療等の事業を行う村内の事業者 ▼自治会、コミュニティ組織、ボランティア団体、村民活動団体等の村内で活動する団体

申し込み・問い合わせ▼村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、総合相談支援障がい福祉担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)へ申し込みください。



▲村公式HP

助成額等▼

対象事業	助成限度額	例
コミュニケーションツールの作成	1万円	コミュニケーションボード、点字メニュー等
合理的配慮推進物品の購入	5万円	筆談ボード、折り畳み式スロープ、受付用ローカウンター、高さ可動式テーブル等
合理的配慮推進工事の施工 ※自ら所有または借用する(家主との調整が可能な場合のみ)物件等に限ります。	10万円	段差解消のためのスロープ設置、手すりの設置、和式トイレの洋式トイレへの改修、引き戸への交換等